

平成30年2月9日  
兵庫県タクシー協会

### 淡路島地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

淡路島地区においては、平成27年9月11日からタクシー運賃の改定を実施（改定率6.27%）いたしました。これによる平成27年10月から28年3月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数  
14社（内 2社廃業）

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。  
なお、今回の改善状況については、自然災害による被害を受けた者を除いて集計した。

- 2 平均増収率  
-2.43%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

- 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率  
( 5.06% )

改定前1人平均給与月額 (平成26年10月～27年3月)	改定後1人平均給与月額 (平成27年10月～28年3月)
169,809円	178,402円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-15% 未満	計
0社	4社	1社	4社	1社	1社	0社	11社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係る平成27年10月～28年3月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
5社	1社	0社	1社	3社	1社	0社	0社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	0社	11社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る平成27年10月～28年3月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 1社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・一切変更のない事業者数 0社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・新しく手当を創設した事業者数 0社

(3) その他

- ・労働時間の短縮
- ・無事故報奨制度の設立
- ・有給休暇の取得促進